

ごみの不法投棄は犯罪です！

新聞報道等でご存じの方もおられると思いますが、最近、うきは市内で家電製品等を不法投棄し警察署に検挙された事件が起こっています。

市内には、この報道以外にもさまざまなごみの不法投棄が、たびたび起こっています。

自然豊かなうきは市を守るために、次のような環境づくりを目指しています。

- ① 不法投棄をされない環境
- ② 不法投棄を許さない環境



もし、不法投棄の現場を見かけたら、すぐに警察署や市役所に通報しましょう。

皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

●問合せ 市民生活課 生活環境係 Tel75-4972

募集 一般家庭用井戸水の水質検査

井戸水の水質検査を希望される方はお申し込みください。申し込み時に容器をお渡しします。

◇検査申込み（印鑑が必要）

◆受付期間

5月13日（月）～17日（金）9時～17時まで

◆受付場所

- ・水資源対策室 水資源対策係（うきは市役所2階）
- ・浮羽市民課（うきは市民センター2階）※受付のみ

◇検査項目

飲用適否基本13項目検査 5,400円

一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、有機物、鉄、硬度、塩化物イオン、pH値、味、臭気、色度、濁度 など

定期的には水質検査を受け、飲み水の水質を確認しましょう。



◇容器の回収

申込みをされた方は5月23日（木）に井戸水と検査料金を持参してください。

◆回収場所

うきは市役所1階ロビー

●問合せ 水資源対策室 水資源対策係 Tel75-4986

平成31年度第1回

うきは市空き店舗等活用支援事業補助金の公募を開始

うきは市では、空き店舗等の利用促進及びまちの賑わいを創出し、地域経済の発展に資するため、市内の空き店舗等を活用して事業活動を実施するものに対し補助金を交付します。

◇募集期間

4月15日～5月10日まで

◇補助額

補助対象経費の1/2とし、100万円を上限とする

※補助対象事業、補助対象者、補助対象経費、応募方法、申請書類などの詳細は、うきは市ホームページをご覧ください。

※「空き店舗等」とは右に掲げる要件のいずれかに該当する店舗をいいます。

●問合せ

うきは市ブランド推進課 商工振興係 Tel75-9095

①空き店舗

過去に営業していた実績があり、3か月以上営業が行われていない店舗（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗内のものを除く。）であること。

②空き家

3か月以上無人状態にある建物であって、改装等により店舗として活用するものであること。

③店舗兼住宅

過去に営業していた実績があり、3か月以上営業が行われていない店舗であって、住宅部分と店舗部分が明確に区別でき、改装等により店舗として活用するものであること。